

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-258751

(P2005-258751A)

(43) 公開日 平成17年9月22日(2005.9.22)

(51) Int.Cl.⁷

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 1 2 6 A

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2004-68682 (P2004-68682)	(71) 出願人	500363944 日本システムクリエイト株式会社 東京都大田区蒲田4-25-7 ハネサム 21
(22) 出願日	平成16年3月11日 (2004.3.11)	(74) 代理人	100091225 弁理士 仲野 均
		(74) 代理人	100096655 弁理士 川井 隆
		(72) 発明者	竹井 真範 東京都大田区蒲田4-25-7 ハネサム 21 日本システムクリエイト株式会社内
		(72) 発明者	杉崎 正和 東京都大田区蒲田4-25-7 ハネサム 21 日本システムクリエイト株式会社内

(54) 【発明の名称】 療養費支給申請書作成システム、療養費支給申請書作成方法、療養費支給申請書作成プログラム、療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体

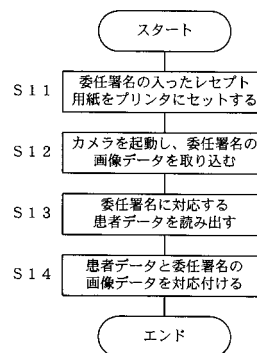
(57) 【要約】

【課題】 予めバーコードが印刷された療養費支給申請書用紙を用いずに、スムーズに療養費支給申請書を作成すること。

【解決手段】

委任署名の入ったレセプト用紙をプリンタの用紙差し込み口にセットする(S11)。次に、CPUは、カメラを起動し委任署名の画像データを汎用コンピュータ側へ取り込む(S12)。汎用コンピュータへ取り込まれた委任署名の画像データは、表示装置に表示される。続いて、表示装置に表示された委任署名に対応する患者データを患者データベースから読み出す(S13)。当該委任署名をした患者をその委任署名の画像データから特定し、その特定した患者の情報を患者データベースから検索する。表示装置上で委任署名の画像データと、委任署名から特定された患者の患者データと参照し、患者データと委任署名の画像データとを対応付けて(S14)、処理を終了する。

【選択図】 図5



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書を作成する療養費支給申請書作成システムであって、

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースと、

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込手段と、

前記読込手段で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録手段と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取手段と、

前記読取手段により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索手段と、

前記検索手段により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力手段と、
を備えたことを特徴とする療養費支給申請書作成システム。

10

【請求項 2】

被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書を作成する療養費支給申請書作成システムであって、

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースと、

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込手段と、

前記読込手段で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録手段と、

前記委任署名登録手段で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定手段と、

前記識別子設定手段で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字手段と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字手段により印字された識別子を読み取る識別子読取手段と、

前記識別子読取手段により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索手段と、

前記検索手段により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力手段と、

を備えたことを特徴とする療養費支給申請書作成システム。

20

30

【請求項 3】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成方法であって、

前記コンピュータを介して、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む第 1 ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第 1 ステップで読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する第 2 ステップと、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記コンピュータを介して、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る第 3 ステップと、

40

50

前記コンピュータを介して、前記第3ステップにより読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを、前記患者データベースから検索する第4ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第4ステップにより検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う第5ステップと、
を備えたことを特徴とする療養費支給申請書作成方法。

【請求項4】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成方法であって、

10

前記コンピュータを介して、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む第1ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第1ステップで読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する第2ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第2ステップで登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する第3ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第3ステップで設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する第4ステップと、

20

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記コンピュータを介して、前記第4ステップにより印字された識別子を読み取る第5ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第5ステップにより読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する第6ステップと、

前記コンピュータを介して、前記第6ステップにより検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う第7ステップと、
を備えたことを特徴とする療養費支給申請書作成方法。

【請求項5】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムであって、

30

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、

前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取機能と、

40

前記読取機能により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、

前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、
をコンピュータに実現させることを特徴とする療養費支給申請書作成プログラム。

【請求項6】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作

50

成プログラムであって、

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、

前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、

前記委任署名登録機能で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定機能と、

前記識別子設定機能で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字機能と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字機能により印字された識別子を読み取る識別子読取機能と、

前記識別子読取機能により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、

前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、

をコンピュータに実現させることを特徴とする療養費支給申請書作成プログラム。

【請求項 7】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体であって、

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、

前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取機能と、

前記読取機能により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、

前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、

をコンピュータに実現させることを特徴とする療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体。

【請求項 8】

患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体であって、

療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、

前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、

前記委任署名登録機能で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定機能と、

前記識別子設定機能で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字機能と、

前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字機能により印字された識別子を読み取る識別子読取機能と、

前記識別子読取機能により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、

前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費支給申請書用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、
をコンピュータに実現させることを特徴とする療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、療養費支給申請書作成システム、療養費支給申請書作成方法、療養費支給申請書作成プログラム、療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体に関する。

10

【背景技術】

【0002】

例えば、整骨院（接骨院）は、医療保険機関ではないが、一部の施術に関しては保険が適用されるようになっている。整骨院での保険での医療費の扱いには、「療養費払い」と「受領委任払い」がある。

「療養費払い」とは、受診する度に医療費を全額患者が支払い、支払った医療費から自己負担分を引いた金額を後から健康保険組合や国民健康保険から返還してもらう方法である。一方、「受領委任払い」とは、整骨院と保険者の契約により、整骨院が患者にかわって、医療費を保険者に請求する方法である。

20

【0003】

一般に、柔道整復師（以下、柔整師とする）が施術を行った場合には、「受領委任払い」の方法が採られている。詳しく説明すると、柔整師は、施術料金のうち患者負担分については患者に請求し、残りの施術料金については、患者からの受領委任に基づいて、柔道整復施術療養費支給申請書（以下、療養費支給申請書とする）により各保険者等に対して月ごとに請求がなされるようになっている。

【0004】

この療養費支給申請書を用いて療養費支給の請求を行う場合には、患者から委任されたことを示すための署名（捺印）が必要となる。翌月の療養費支給申請書の提出期限までに当月分の療養費支給申請書を作成するために、便宜上、月初めの診察日等に予め患者の署名（捺印）を柔道整復施術療養費支給申請書用紙（以下、療養費支給申請用紙とする）にしておくようになっている。

30

そして整骨院は、患者ごとにその月の請求をまとめ、該当する患者の署名（捺印）がある療養費支給申請用紙に印刷し、療養費支給申請書を作成している。

【0005】

療養費支給申請用紙は、患者の署名（捺印）がされた時点で、その患者専用の用紙となってしまう。そのため療養費支給申請書を作成する際には、プリンタに療養費支給申請用紙をセットし、そしてセットされている用紙に該当する患者のデータを読み出して印刷処理を実行しなければならない。または、はじめに患者のデータを読み出し、そしてこの患者の署名（捺印）のある療養費支給申請用紙をプリンタにセットするようしなければならない。

40

従来、療養費支給申請書を作成する際には、このような手間のかかる処理を行う必要があるだけでなく、療養費支給申請用紙に署名（捺印）された患者のものではない施術データが誤って印刷されてしまうおそれがあった。

そこで、療養費支給申請書の作成時におけるこのような手間を解消するための技術が下記の特許文献に提案されている。

【0006】

【特許文献1】特許第2915339号公報

【0007】

特許文献1には、療養費受領の委任印に対応する患者と一対一に関連付けられている患

50

者コード（バーコード）が印字された療養費支給申請書用紙に、該当する患者の診療データを印刷する技術が開示されている。詳しくは、プリンタに備え付けられているバーコードリーダを用いて、療養費支給申請書用紙に印刷されている患者コードを読み取り、この患者コードに該当する患者の診療データを読み出す。そして、読み出された診療データを療養費支給申請書用紙に出力する。なお、患者コードとして用いられるバーコードは、予め療養費支給申請書用紙に印刷されており、患者が委任印（署名）を印した後に、患者データ（診療データ等）と関連付けられるようになっている。

このように、患者コードに対応した患者の診療データを読み出すことにより、委任印に対応しない患者の診療データが印刷されるおそれなくなる。

【発明の開示】

10

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

上述した特許文献においては、患者コード（バーコード）を委任印および委任印に対応する患者データと関連付ける処理が必要となる。また、療養費支給申請書用紙においても、予め用紙ごとに異なるバーコード（識別子）が印刷されたものを用意する必要がある。

そこで本発明は、予めバーコードが印刷された療養費支給申請書用紙を用いずに、スムーズに療養費支給申請書を作成することができる療養費支給申請書作成システム、療養費支給申請書作成方法、療養費支給申請書作成プログラム、療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

20

【0009】

請求項1記載の発明は、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書を作成する療養費支給申請書作成システムであって、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースと、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込手段と、前記読込手段で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録手段と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取手段と、前記読取手段により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索手段と、前記検索手段により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力手段と、を備えることにより前記目的を達成する。

30

【0010】

請求項2記載の発明は、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書を作成する療養費支給申請書作成システムであって、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースと、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込手段と、前記読込手段で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録手段と、前記委任署名登録手段で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定手段と、前記識別子設定手段で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字手段と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字手段により印字された識別子を読み取る識別子読取手段と、前記識別子読取手段により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索手段と、前記検索手段により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力手段と、を備えることにより前記目的を達成する。

40

【0011】

請求項3記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格

50

納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成方法であって、前記コンピュータを介して、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む第1ステップと、前記コンピュータを介して、前記第1ステップで読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する第2ステップと、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記コンピュータを介して、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る第3ステップと、前記コンピュータを介して、前記第3ステップにより読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを、前記患者データベースから検索する第4ステップと、前記コンピュータを介して、前記第4ステップにより検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う第5ステップと、を備えることにより前記目的を達成する。

10

【0012】

請求項4記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成方法であって、前記コンピュータを介して、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む第1ステップと、前記コンピュータを介して、前記第1ステップで読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する第2ステップと、前記コンピュータを介して、前記第2ステップで登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する第3ステップと、前記コンピュータを介して、前記第3ステップで設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する第4ステップと、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記コンピュータを介して、前記第4ステップにより印字された識別子を読み取る第5ステップと、前記コンピュータを介して、前記第5ステップにより読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する第6ステップと、前記コンピュータを介して、前記第6ステップにより検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う第7ステップと、を備えることにより前記目的を達成する。

20

30

【0013】

請求項5記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成プログラムであって、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取機能と、前記読取機能により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、をコンピュータに実現させることにより前記目的を達成する。

40

【0014】

請求項6記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成す

50

る療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムであって、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、前記委任署名登録機能で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定機能と、前記識別子設定機能で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字機能と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字機能により印字された識別子を読み取る識別子読取機能と、前記識別子読取機能により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、をコンピュータに実現させることにより前記目的を達成する。

10

【0015】

請求項7記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体であって、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記療養費の支給申請用紙に記載された前記委任署名を読み取る読取機能と、前記読取機能により読み取った前記委任署名の画像データに合致する画像データに対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費の支給申請用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、をコンピュータに実現させる療養費支給申請書作成プログラムを記憶することにより前記目的を達成する。

20

【0016】

請求項8記載の発明は、患者毎の保険証データおよび施術データが患者データとして格納される患者データベースを備え、被保険者から委任されて療養費を受領する受領委任制度に基づいて、療養費の支給申請を行う療養費支給申請書をコンピュータを用いて作成する療養費支給申請書作成システムにおいて、前記療養費支給申請書を作成する際に使用される療養費支給申請書作成プログラムを記憶した記憶媒体であって、療養費の支給申請用紙に記載された療養費の受領を委任するための委任署名を画像データとして読み込む読込機能と、前記読込機能で読み込んだ前記委任署名の画像データを、その委任署名をした患者の患者データと対応付けて前記患者データベースに登録する委任署名登録機能と、前記委任署名登録機能で登録された前記委任署名の画像データ毎に、識別子を設定する識別子設定機能と、前記識別子設定機能で設定された識別子を、前記療養費支給申請用紙に印字する識別子印字機能と、前記療養費支給申請書を作成する際に、前記識別子印字機能により印字された識別子を読み取る識別子読取機能と、前記識別子読取機能により読み取った識別子に対応する患者データを前記患者データベースから検索する検索機能と、前記検索機能により検索された患者データに基づいて、前記療養費支給申請書用紙への出力処理を行う患者データ出力機能と、をコンピュータに実現させる療養費支給申請書作成プログラムを記憶することにより前記目的を達成する。

30

40

【発明の効果】**【0017】**

請求項1、3、5、7記載の発明によれば、委任署名を画像データとして読み込み、患者データベース内の患者データと対応付けることにより、直接委任署名を療養費支給申請書用紙の識別子として用いることができる。これにより、新たに識別子を管理する処理を省くことができる。

50

また、請求項 2、4、6、8 記載の発明によれば、委任署名を認識した後に識別子を設定し、この識別子を療養費支給申請書用紙に印字することにより、予め、識別子を療養費支給申請書用紙に設けておく必要性がなくなる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

以下、本発明の好適な実施の形態について、図 1 から図 8 を参照して、詳細に説明する。

図 1 は、本実施の形態に係る、療養費支給申請書（以下、レセプトという）作成システム 1 の概略を示した構成図である。図 1 に示すように、レセプト作成システム 1 は、大別すると、汎用コンピュータ 10 およびプリンタ 17 から構成されている。

汎用コンピュータ 10 は、広範囲な問題を処理するプログラムを実行できる PC（パーソナル・コンピュータ）によって構成されている。汎用コンピュータ 10 は、CPU（中央演算処理装置）11、ROM（リード・オンリ・メモリ）12、RAM（ランダム・アクセス・メモリ）13、入力装置 14、表示装置 15、患者データベース 16 を備えている。なお、これらのデバイス間においては、バスライン 19 を介して信号（データ）を送受信できるようになっている。

【0019】

CPU 11 は、ROM 12 や RAM 13 等の記憶装置に格納されているプログラムに従って、レセプト作成システム 1 の制御を行う。CPU 11 は、レジスタと呼ばれる記憶部を有しており、このレジスタに ROM 12 や RAM 13 などからプログラムを読み込んで、このプログラムに従って動作することによりレセプト作成システム 1 の各種機能が発揮される。なお、レセプト作成システム 1 の各種機能を実行するためのプログラムとしては、例えば、委任署名識別子化プログラム、レセプト印刷プログラム、識別子割り振りプログラム等がある。

【0020】

ROM 12 は、CPU 11 が各種演算や制御を行うためのプログラム、データおよびパラメータなどを格納した読込専用メモリである。CPU 11 は、ROM 12 からプログラムやデータ、パラメータなどを読み込むことはできるが、これらを書き換えたり消去したりすることは一般に行わない。

RAM 13 は、CPU 11 にワーキングメモリとして使用される書込読出メモリである。CPU 11 は、RAM 13 にプログラムやデータなどを書き込んだり消去したりすることができる。本実施の形態では、RAM 13 には、CPU 11 がクラスタを生成したりなど、演算処理に必要なエリアが確保可能となっている。

【0021】

入力装置 14 は、例えばキーボードやマウスなどの装置から構成されている。入力装置 14 は、レセプト作成システム 1 に対して文字や数字などの各種データを入力するための装置であり、ユーザが検索文字列を入力したりなど、レセプト作成システム 1 に対して所定の入力操作を行う際に使用する。

キーボードは、カナや英文字などを入力するためのキーや数字を入力するためのテンキー、各種機能キー、カーソルキーおよびその他のキーによって構成されている。

マウスは、ポインティングデバイスである。GUI（Graphical User Interface）などを用いてレセプト作成システム 1 を操作する場合、表示装置 15 上に表示されたボタンやアイコンなどをマウスでクリックすることにより、所定の情報の入力を行うことができる。

また、入力装置 14 として、手書き文字認識機能を有する装置を用いるようにしてもよい。これは、タブレットなどに特殊なペン（スタイラスペンなど）で書いた文字を認識し、入力する機能を備えた装置である。

【0022】

表示装置 15 は、レセプト作成システム 1 内で処理された処理結果を認識可能な文字や数字、画像などにして出力するためのディスプレイである。この表示装置 15 は、例えば

CRT (Cathode Ray Tube) ディスプレイ、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイなどで構成された、情報を画面上に提示するための装置である。ディスプレイは、ユーザがレセプト作成システム 1 を利用する際に文字列を入力する欄や、所定の選択肢を表示したりする。

【0023】

患者データベース 16 は、少なくともレセプトに記載される患者に関するデータが登録（記憶）されるデータベースである。この患者データベース 16 には、患者ごとの保険証データ、施術履歴データ、当該患者の署名（捺印）の画像データ等の患者データが登録されるようになっている。必要に応じて、患者データに対応する識別コードが、患者データの 1 つとして登録されるようになっている。

10

【0024】

ここで、患者データベース 16 に格納される患者の保険証データおよび施術履歴データについて説明する。

図 2 は、患者データベース 16 に患者の保険証データとして登録される項目を示した図である。図 2 に示すように、患者データベース 16 には、患者の保険証データとして、保険証の種類、保険証記号・番号、被保険者情報、事業所情報、保険者情報、受診者情報、負担者情報等が登録されるようになっている。

保険証の種類としては、例えば、一般保険、労災、自賠責などに分類される。また、被保険者情報としては、被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、取得日などが登録されるようになっている。受診者情報としては、被保険者との続柄、氏名、性別、生

20

【0025】

図 3 は、患者データベース 16 に患者の施術履歴データとして登録される項目を示した図である。図 3 に示すように、患者データベース 16 には、患者の施術履歴データとして、療養を受けた者の氏名、傷病名、負傷日、初検日、施術開始年月日、施術終了年月日、施術内容（治療内容）、往診内容などが登録されるようになっている。

なお、患者データベース 16 は、患者の保険証データ、または、患者の施術履歴データに追加・変更などが生じた場合には、その都度更新されるようになっている。

【0026】

次に、レセプト作成システム 1 を構成するプリンタ 17 について説明する。

30

本実施の形態に係るプリンタ 17 には、図 1 に示すように、カメラ 18 が設けられている。プリンタ 17 およびカメラ 18 は、外部バスによって汎用コンピュータ 10 の内部に接続されている。即ち、プリンタ 17 は、汎用コンピュータ 10 の出力装置として機能し、また、カメラ 18 は、画像データの入力装置として機能するようになっている。

プリンタ 17 は、レセプト作成システム 1 における処理結果をレセプト用紙 20 に印刷出力する装置であり、例えば、インクジェットプリンタ、レーザープリンタ、熱転写プリンタ、ドットプリンタなどの各種プリンタ装置によって構成されている。

【0027】

カメラ 18 は、CCD（電荷結合素子）などの撮像素子を用いて、画像を電気信号に変換し、そのデータをデジタル化して記録するデジタルカメラによって構成されている。カメラ 18 の動作は、汎用コンピュータ 10 側で制御されおり、撮影された画像データは汎用コンピュータ 10 に転送されるようになっている。

40

また、カメラ 18 は、プリンタ 17 に対して着脱可能であり、画像の読取感度等に合わせて設定位置を変えることができるようになっている。カメラ 18 は、デジタルカメラによって構成されているが、画像を画像データとして読み込むことが可能な装置であれば、スキャナ装置などを用いるようにしてもよい。

【0028】

カメラ 18 は、プリンタ 17 の次に印字される用紙の印字面が映し出される位置に固定して置く。

図 4 は、レセプト用紙 20 の概要を示した図である。図の A 部（破線円部）に示す箇所

50

に患者の署名（捺印）がなされるようになってきている。カメラ18は、この患者の署名（捺印）箇所を撮影し、画像データとして汎用コンピュータ10に取り込むことができるようになってきている。

【0029】

ここで、本実施の形態に係るレセプト作成システム1によって作成されるレセプトについて説明する。ここで扱われるレセプトとは、療養費支給申請書の中でも、前述した、保険での医療費の扱いにおいて「受領委任払い」が認められている柔整師が施術を行った場合に発行される柔道整復施術療養費支給申請書を示している。

従って、図4に示すレセプト用紙20に示されている患者の署名（捺印）は、保険料の受領を委任するための署名、つまり委任署名を示すものである。この委任署名は、便宜上、予め、初診時などに患者によってなされるものである。

そして、この委任署名のあるレセプト用紙20に、委任署名されている患者に関する情報、例えば、保険証の情報、施術情報などの必要項目の内容を記載することによって、各種保険機関への提出用のレセプト（療養費支給申請書）が作成されるようになってきている。

【0030】

次に、このように構成された本実施形態に係るレセプト作成システム1における、患者の署名（捺印）をレセプト用紙20の識別子として認識させる処理手順について説明する。

図5は、本実施の形態に係るレセプト作成システム1における、患者の署名（捺印）をレセプト用紙20の識別子として認識させる処理の手順を示したフローチャートである。

まず、ユーザは、委任署名（患者の署名または捺印）の入ったレセプト用紙20をプリンタ17の用紙差し込み口にセットする（ステップ11）。なお、レセプト用紙20をセットする方向は、カメラ18の撮影可能範囲に依存して任意に変更することができるようになってきている。ここでは、カメラ18の設定位置の都合上、レセプト用紙20の左下周辺に委任署名が位置するようにセットされるようになってきている。

CPU11は、予め、委任署名識別子化プログラムをROM12から読み出して起動しておく。

【0031】

次に、CPU11は、カメラ18を起動し、レセプト用紙20の左下周辺に位置する委任署名を撮影し、その委任署名の画像データを汎用コンピュータ10側へ取り込む（ステップ12）。汎用コンピュータ10側へ取り込まれた画像データは、一旦RAM13内に格納されるようになってきている。

汎用コンピュータ10へ取り込まれた委任署名の画像データは、表示装置15に表示されるようになってきている。ユーザは、表示装置15上で委任署名を認識する（確認する）ことができるようになってきている。

【0032】

続いて、ユーザは、表示装置15に表示された委任署名に対応する患者データを患者データベース16から読み出す（ステップ13）。詳しくは、ユーザは、当該委任署名をした患者をその委任署名の画像データから特定し、その特定した患者の情報を患者データベース16から検索する。その検索結果は、表示装置15に表示されるようになってきている。なお、検索結果としては、患者データとして、少なくとも患者の氏名、年齢、性別が表示されるようになってきている。この段階においては、委任署名から特定された患者の施術履歴データまでを読み出す必要はない。

【0033】

次に、ユーザは、表示装置15上で、委任署名の画像データと、委任署名から特定された患者の患者データと参照し、当該患者データが委任署名をした患者本人のデータであることを確認する。当該患者データが委任署名をした患者本人のデータである場合には、患者データと委任署名の画像データとを対応付けて（ステップ14）、処理を終了する。患者データを委任署名の画像データとを対応付ける、即ち、紐付けを行うことによって、委任署名の画像データをレセプト用紙20の識別子とすることが可能となる。なお、患者デ

10

20

30

40

50

ータと関連付けられた委任署名の画像データは、当該患者データの識別子として患者データベース16に格納されるようになっている。

このように、本実施の形態によれば、委任署名を表示装置15上で確認することができるため、ユーザの委任署名の認識（確認）処理が容易に行うことができる。

【0034】

次に、本実施形態に係るレセプト作成システム1における、患者の署名（捺印）が入ったレセプト用紙20に申請に必要なデータを印刷する処理手順について説明する。

なお、このレセプト用紙20に申請に必要なデータを印刷する処理、即ちレセプト作成処理をはじめまでの間に、患者の施術履歴データ（日次の治療情報）を患者データベースに登録しておく。

図6は、本実施の形態に係るレセプト作成システム1における、患者の署名（捺印）が入ったレセプト用紙20に、申請に必要なデータを印刷する処理の手順を示したフローチャートである。なお、ここで印刷処理を行うレセプト用紙20に記入されている患者の署名（委任署名）は、予め、図5に示す患者の署名（捺印）をレセプト用紙20の識別子として認識させる処理がなされているものとする。

【0035】

まず、ユーザは、委任署名（患者の署名または捺印）の入ったレセプト用紙20をプリンタ17の用紙差し込み口にセットする（ステップ21）。ここでは、カメラ18の設定位置の都合上、レセプト用紙20の左下周辺に委任署名が位置するようにセットされるようになっている。

CPU11は、予め、レセプト印刷プログラムをROM12から読み出して起動しておく。

【0036】

次に、CPU11は、カメラ18を起動し、レセプト用紙20の左下周辺に位置する委任署名を撮影し、その委任署名の画像データを汎用コンピュータ10側へ取り込む（ステップ22）。汎用コンピュータ10側へ取り込まれた画像データは、一旦RAM13内に格納されるようになっている。

続いて、CPU11は、汎用コンピュータ10側へ取り込まれた画像データと合致する患者データを患者データベース16から読み出す（ステップ23）。詳しくは、汎用コンピュータ10側へ取り込まれた画像データを識別子として、この識別子に対応（相当）する患者データを患者データベース16から検索し、その検索結果を読み出す。

ここでは、患者データとして、レセプト作成に必要な、保険証データ、施術履歴データなどを読み出す。

【0037】

そして、CPU11は、患者データベース16から読み出した患者データに基づいて、レセプト用紙20に印刷する印刷データを作成する。プリンタ17は、この印刷データ（患者データ）をレセプト用紙20に印刷し（ステップ24）、処理を終了する。ここでCPU11は、患者データベース16から読み出した患者データから、レセプト作成に必要なデータのみを抽出し、レセプト用紙20における各項目欄の配置位置に対応するようにデータのレイアウトを行う。

【0038】

このように、本実施の形態によれば、レセプト用紙20に記入されている患者の署名（委任署名）をレセプト用紙20の識別子と兼用することができる。これにより、識別子を別に設定する必要がないため、レセプト作成処理の効率を向上させることができる。

また、委任署名の画像データと患者データとを表示装置15上で参照することができるため、委任署名の画像データの関連付け（紐付け）処理が容易にできる。

また、本実施の形態によれば、レセプトを作成する（印刷する）ごとに、レセプト用紙20を印刷する順番に並べ替える手間が省けるため、レセプト作成時のユーザの負担を軽減することができる。

【0039】

10

20

30

40

50

また、本実施の形態においては、委任署名の画像データをそのまま識別子として用いるようにしているが、手書き文字の認識プログラムを付加することによって、委任署名の画像データから、患者の名前を直接認識するようにしてもよい。患者の名前を画像データではなく文字データとして扱うことにより、識別子のデータが占有するデータ量を軽減することができる。これにより、患者データベース16の検索処理の効率を向上させることができる。

【0040】

(変形例)

ところで、カメラ18による委任署名の画像データの処理は、患者が手書きで行った署名像全体を画像データとして認識しなければならない。そのため、画像データの取り込み処理は、英数字コードやバーコードの読取処理などと比較して処理が重く、複雑になってしまうため、処理時間が長くなってしまう。

そこで、次に、本実施の形態に係るレセプト作成システム1におけるレセプト作成処理時間の短縮化をはかるための変形例について説明する。

この変形例では、委任署名をレセプト用紙20の識別子として認識させるかわりに、即ち、患者データと委任署名の画像データとを対応付けるかわりに、自動的にレセプト用紙20に識別子を割り振り、その識別子をレセプト用紙20に印刷するものである。

【0041】

図7は、本実施の形態の変形例におけるレセプト用紙20に識別子を印刷する処理の手順を示したフローチャートである。

まず、ユーザは、委任署名(患者の署名または捺印)の入ったレセプト用紙20をプリンタ17の用紙差し込み口にセットする(ステップ31)。ここでは、カメラ18の設定位置の都合上、レセプト用紙20の左下周辺に委任署名が位置するようにセットされている。

CPU11は、予め、識別子割り振りプログラムをROM12から読み出して起動しておく。

【0042】

次に、CPU11は、カメラ18を起動し、レセプト用紙20の左下周辺に位置する委任署名を撮影し、その委任署名の画像データを汎用コンピュータ10側へ取り込む(ステップ32)。汎用コンピュータ10側へ取り込まれた画像データは、一旦RAM13内に格納されるようになっている。

汎用コンピュータ10へ取り込まれた委任署名の画像データは、表示装置15に表示されるようになっている。ユーザは、表示装置15上で委任署名を認識する(確認する)ことができるようになっている。

【0043】

続いて、ユーザは、表示装置15に表示された委任署名に対応する患者データを患者データベース16から読み出す(ステップ33)。詳しくは、ユーザは、当該委任署名をした患者をその委任署名の画像データから特定し、その特定した患者の情報を患者データベース16から検索する。その検索結果は、表示装置15に表示されるようになっている。なお、検索結果としては、患者データとして、少なくとも患者の氏名、年齢、性別が表示されるようになっている。この段階においては、委任署名から特定された患者の施術履歴データまでを読み出す必要はない。

【0044】

次に、ユーザは、表示装置15上で、委任署名の画像データと、委任署名から特定された患者の患者データとを参照し、当該患者データが委任署名をした患者本人のデータであることを確認する。当該患者データが委任署名をした患者本人のデータである場合には、患者データに識別子を割り振る処理を行う(ステップ34)。

ここでは、患者データの識別子を、CPU11が識別子設定プログラムを起動することによって、自動的に識別子が割り振られるようになっている。識別子は、英文字列、数字文字列、英数字混合文字列など任意に設定することができるようになっている。また、

10

20

30

40

50

患者データをきっかけとして、患者の生年月日、年齢、性別などを取り込んだ形式の識別子を割り振るようにしてもよい。また、レセプトを作成した年月日を識別子に取り込むようにしてもよい。なお、識別子は、他の患者のレセプト用紙 20 との差別化をはかるためのものであるため、重複しないように割り振られる。

【0045】

次に、CPU 11 は、割り振られた識別子を該当する委任署名の入ったレセプト用紙 20 の所定の欄に印刷し（ステップ 35）、処理を終了する。

識別子は、レセプト用紙 20 上の任意の位置に印刷するように設定することができるが、ここでは、カメラ 18 の撮影許容範囲を考慮して、委任署名の周辺に配置されるようになっている。詳しくは、図 4 に示すレセプト用紙 20 の B 部（斜線部）付近に識別子の文字列が印字されるようになっている。

10

この変形例によれば、従来技術のように予めバーコードをレセプト用紙 20 に印字しておかなくとも、レセプト用紙 20 に適切な識別子を設けることができる。

【0046】

次に、識別子が印刷されたレセプト用紙 20 に申請に必要なデータを印刷する処理手順について説明する。

図 8 は、本実施の形態の変形例における、識別子が印刷されたレセプト用紙 20 に申請に必要なデータを印刷する処理の手順を示したフローチャートである。なお、ここで印刷処理を行うレセプト用紙 20 には、予め、図 7 に示す識別子の割り振り処理がなされているものとする。

20

まず、ユーザは、識別子の印刷されているレセプト用紙 20 をプリンタ 17 の用紙差し込み口にセットする（ステップ 41）。ここでは、カメラ 18 の設定位置の都合上、レセプト用紙 20 の左下周辺に識別子の印字部が位置するようにセットされるようになっている。

CPU 11 は、予め、レセプト印刷プログラムを ROM 12 から読み出して起動しておく。

【0047】

次に、CPU 11 は、カメラ 18 を起動し、レセプト用紙 20 の左下周辺に位置する識別子の印字部を撮影し、その識別子の画像データを汎用コンピュータ 10 側へ取り込む（ステップ 42）。汎用コンピュータ 10 側へ取り込まれた画像データは、一旦 RAM 13

30

内に格納されるようになっている。

CPU 11 は、OCR（光学式文字読み取り）プログラムを起動し、識別子の画像データを解析して識別子の文字列データを抽出する（ステップ 43）。ここでは、画像データとしてではなく、文字データ（テキストデータ）として取り出すための、OCR 処理を実行する。

【0048】

続いて、CPU 11 は、抽出された識別子が付されている、即ち、識別子に対応する患者データを患者データベース 16 から読み出す（ステップ 44）。詳しくは、汎用コンピュータ 10 側へ取り込まれた識別子から抽出された文字データに対応（相当）する患者データを患者データベース 16 から検索し、その検索結果を読み出す。

40

ここでは、患者データとして、レセプト作成に必要な、保険証データ、施術履歴データなどを読み出す。

【0049】

そして、CPU 11 は、患者データベース 16 から読み出した患者データに基づいて、レセプト用紙 20 に印刷する印刷データを作成する。プリンタ 17 は、この印刷データ（患者データ）をレセプト用紙 20 に印刷し（ステップ 45）、処理を終了する。ここで CPU 11 は、患者データベース 16 から読み出した患者データから、レセプト作成に必要なデータのみを抽出し、レセプト用紙 20 おける各項目欄の配置位置に対応するようにデータのレイアウトを行う。

【0050】

50

この変形例によれば、レセプト用紙 20 ごとに、識別子を設定し、印刷することができるため、予め、レセプト用紙にバーコードなどの識別子を付しておく必要がない。

また、識別子を OCR 処理が容易な文字列によって設定することができるため、レセプト作成時における識別子の認識効率を向上させることができる。

また、上述した CPU 11 において実行される処理内容をレセプト作成プログラム（委任署名識別子化プログラム、識別子割り振りプログラム、レセプト印刷プログラム等含む）とし、このレセプト作成プログラムを、機械読み取り可能な記憶（記録）媒体に格納することができる。記憶媒体としては、例えば、CD-ROM、DVD-ROM、フレキシブルディスク、光磁気ディスク等がある。

【図面の簡単な説明】

【0051】

【図 1】本実施の形態に係る、療養費支給申請書作成システムの概略を示した構成図である。

【図 2】患者データベースに患者の保険証データとして登録される項目を示した図である。

【図 3】患者データベースに患者の施術履歴データとして登録される項目を示した図である。

【図 4】レセプト用紙の概要を示した図である。

【図 5】本実施の形態に係るレセプト作成システムにおける、患者の署名（捺印）をレセプト用紙の識別子として認識させる処理の手順を示したフローチャートである。

【図 6】本実施の形態に係るレセプト作成システムにおける、患者の署名（捺印）が入ったレセプト用紙に申請に必要なデータを印刷する処理の手順を示したフローチャートである。

【図 7】本実施の形態の変形例におけるレセプト用紙に識別子を印刷する処理の手順を示したフローチャートである。

【図 8】本実施の形態の変形例における、識別子が印刷されたレセプト用紙に申請に必要なデータを印刷する処理の手順を示したフローチャートである。

【符号の説明】

【0052】

- 1 療養費支給申請書（レセプト）作成システム
- 10 汎用コンピュータ
- 11 CPU
- 12 ROM
- 13 RAM
- 14 入力装置
- 15 表示装置
- 16 患者データベース
- 17 プリンタ
- 18 カメラ
- 20 レセプト用紙

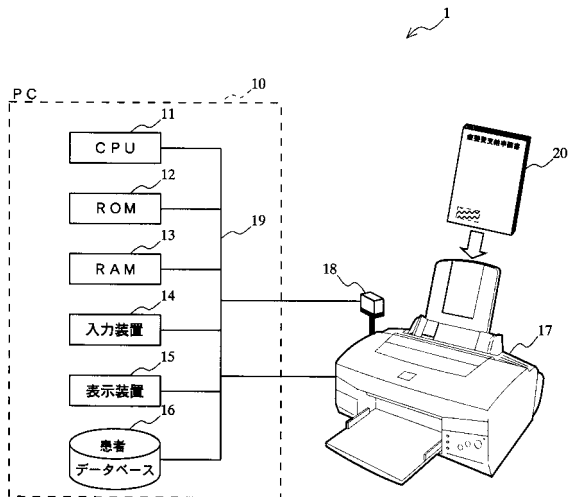
10

20

30

40

【図1】

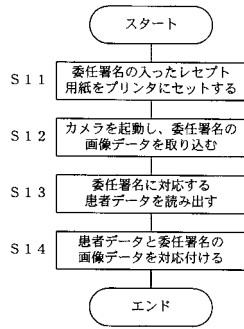


【図2】

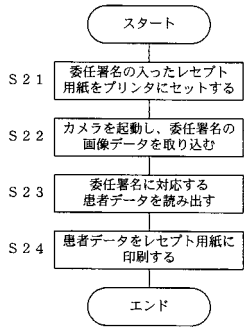
【図3】

【図4】

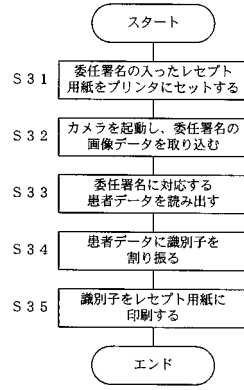
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

